

# China Tax Monthly (KPMG中国税務月報)

2022年1月

## 税関総署が信用管理に係る新規定を公布—企業が注目すべき変更点

### 概要

- 中国における信用システム構築の更なる推進に伴い、企業は信用管理をますます重要視している。税関の企業信用管理の法制化・規範化の促進に向けて、税関総署は、2021年9月13日付けで「中華人民共和国税関登録登記・届出企業信用管理弁法」（税関総署令第251号、以下「弁法」）を公布した。弁法は、2021年11月1日から施行された。これに合わせて、2018年3月3日に公布された「中華人民共和国税関企業信用管理弁法」（税関総署令第237号）は廃止される。
- 「弁法」は、企業の信用格付け・区分、高級認証企業管理措置、信用育成・修復体制などの重要な内容を調整・改善した。KPMGは、関連する内容及び注目すべきポイントを整理したので参照されたい。

### 主な変更点

1. 信用格付けを3ランクに簡素化。2021年11月1日より、税関企業信用格付け・区分をより簡素化し、「高級認証企業」及び「信用喪失企業」の2ランクを保留。それ以外の企業を「その他の企業」として区分し、それに対して通常の管理措置を実施する。
2. 信用育成体制の明確化。「弁法」では、法的観点から税関の信用育成サービス体制を定め、税関が企業に認証サービスを提供し、支援する。これまで、各地の主管税関は質問対応の提供、研修、現場指導などを通じて企業の認証業務をサポートしてきた。今後、税関はこのような業務を更に強化し、詳細な育成方法やプロセスに関する規定を公布すると考えられる。
3. 高級認証企業のレビュー期間の延長。高級認証企業のレビュー期間を3年から5年に延長し、企業の再認証に係る業務負担を軽減する。また、企業の信用状況に異常が生じた場合、税関は不定期にレビューできる。しかし、「弁法」では「異常」な状況の詳細を明確にしていない。
4. 仲介機関による結論の参考方法の明確化。「弁法」では、認証に関与する仲介機関の導入を更に明確化し、税関及び企業は認証への関与、企業認証・レビューに対して参考となる専門的な結論の提出を仲介機関に依頼することができる。
5. 重大信用喪失者リストに掲載されるケースの追加。税関は、国が注目する重要分野（輸出入食品、化粧品及び輸入固体廃棄物）に携わる企業に対する監督管理を強化する。例えば、企業に「弁法」に定められた関連法規に対する重大な違反がある場合、共同懲戒を実施し、重大信用喪失者リストに掲載される。
6. 信用修復体制の構築。「弁法」では、信用喪失企業の信用修復プロセスに係る規定を追加した。関連要件に該当する企業は信用修復を自ら申請することができる。また、税関も関連規定に適合する企業の信用を修復できる。
7. 自主的開示により被る処罰を信用状況の記録としない規定を調整。今回の「弁法」では、具体的な罰金額を示さずに、「税関総署が定める金額」に変更した。これは主に現実の状況変化に応じて更新する可能性があることを勘案したためである。現行の自主的開示に係る関連規定（税関総署2019年第161号公告）に基づき、自主的に開示し、税関に警告処分又は50万人民币以下の罰金などの行政罰を科される税務関連違法行為に関しては、税関が認定する企業信用状況の記録に掲載しない。

### 主な変更点の比較

番号	主な変更点	税関総署令第 237 号（現行規定は、11 月 1 日に廃止）	新弁法の変更内容
1	信用格付け・区分の簡素化	認証企業、一般信用企業及び信用喪失企業に分類する。また、認証企業を高級認証企業と一般認証企業に区分する。（第 3 条）	「高級認証企業」及び「信用喪失企業」の区分を保留し、それぞれに対して利便又は厳格な税関管理措置を実施する。それ以外の「その他の企業」に対して、通常の管理措置を実施する。（第 4 条）
2	信用育成体制の明確化	関連する記載がない。	税関は企業に信用育成支援を提供し、企業のインテグリティ及びコンプライアンスに対する意識を強化し、企業経営における誠実さの向上を支援する。（第 5 条）
3	高級認証企業のレビュー期間の延長	税関は 3 年ごとに高級認証企業を再認証し、一般認証企業の再認証は不定期に行う。（第 18 条）	高級認証企業のレビュー期間を 3 年から 5 年に延長する。企業の信用状況に異常が生じた場合、税関は不定期にレビューできる。（第 19 条）
4	仲介機関による結論の参考方法の明確化	税関又は企業は、企業認証に関する専門的な結論の提出を仲介機関に依頼することができる。（第 22 条）	税関は、高級認証企業の認証・レビューに関する専門的な結論の提出を仲介機関に依頼することができる。企業は仲介機関から得た高級認証企業の認証・レビューに関する専門的な結論を税関による認証・レビューの参考根拠とすることができる。（第 20 条）
5	重大信用喪失者リストに掲載されるケースの追加	関連するケースを規定していない。	信用喪失企業で下記いずれかに該当する場合、税関は法規定、行政規定などの関連規定に基づき、共同懲戒を実施し、当該企業を重大信用喪失者リストに掲載する。（1）輸出入食品安全管理規定、輸出入化粧品監督管理規定に違反し、又は固体廃棄物を密輸し、法に従い刑事責任を問われる場合。（2）固体廃棄物を違法輸入し、税関に 250 万人民元を超える行政罰を科される場合。（第 23 条）
6	信用修復体制の構築	関連する記載がない。	企業の信用修復体制を構築し（第 7 条）、信用喪失行為による社会的被害の度合いに応じて、信用喪失企業の信用修復基準及びプロセスを明確化し、信用喪失企業が法に適ったプロセスを経て自社の信用水準を向上できるように推奨する。（第 26-29 条）
7	自主的開示により被る処罰を税関が認定する企業信用状況の記録としない規定を調整	企業が自主的に開示し、かつ税関に警告処分又は 5 万人民元以下の罰金を科される行為は、税関が認定する企業信用状況の記録としない。（第 29 条）	企業が自主的に開示し、かつ税関に警告処分又は税関総署が定める金額を科される行為は、税関が認定する企業信用状況の記録としない。（第 37 条）

## KPMG の所見

「弁法」は 2021 年 11 月 1 日から正式に施行され、関連する文書なども今後更新・公布されるだろう。企業が主に以下の内容に注目されるように推奨する。

## 1. 移行及び具体的な実施

- 今後、認証プロセスの更新、認証基準の統合などのための実施細則などの文書が公布される見込みである。詳細は税関による更なる明確化が待たれる。
- これまでに「一般認証企業」として認定された企業を直接「その他の企業」に置き換えて、通常の管理措置を実施するのか、又は、一般認証企業に対する優遇措置を継続して享受できる移行期間を経て「その他の企業」に変更するかについては、更なる明確化が待たれる。
- また、今回公布された「弁法」では、「弁法」（意見募集稿）で言及された税関に届け出た企業の分枝機構（支店・出張所）の信用格付けは所属する企業の信用格付けと一致しなければならないという規定を削除した。後続の実施段階において、企業の分枝機構（支店・出張所）の信用格付けをいかに確定するか、税関による現地レビュー・認証を経るべきか否かも、実際に多くの企業が注目しているポイントである。

## 2. 認証レビューの準備を早めに行い、対応策を講じる

高級認証企業は5年後の再認証に向けて、自社の業務計画とペースをより良く調整する必要がある。企業は、高級認証企業の信用格付けに対する要件への適合を維持するために、現段階では最新基準及び要件に基づき、輸出入活動及び「認定事業者」（AEO）の資格をレビューする必要がある。今後、税関の認証業務に係る検証基準がより厳格化し、企業の日常管理及び書類管理に対する要件も高まるだろう。企業は、高級認証企業の信用ランクの維持に向けて早めに十分な準備を行う必要がある。

また、高級認証企業になる申請をする意向がある場合、その早期実現に向けて、最新の基準に基づき認証に必要な資料を積極的に準備し、又は外部の専門家によるアドバイスを活用されるように推奨する。

## 3. 専門的かつ効率的なサービスを提供する仲介機関を活用する

信頼性の高い専門機関によるサポートサービスの活用は、貿易コンプライアンス分野において広まっている。企業は、仲介機関が提供する専門的なサービスを通じて、税関の認証要求を正確かつ効率良く理解して把握し、専門的・客観的な審査意見及び提案を得ることができる。これらは、企業の管理効果の向上につながり、企業の責任者はAEO認証業務を推進すると同時に、より多くの時間及び労力を企業により高い価値を創出できる分野に投入することができる。

現在、仲介機関の資格審査・管理基準などに関する正式な監督管理要件及び弁法は公布されていない。企業がAEO認定に関連するサービスを提供する仲介機関を選定する際、仲介機関の資格、サービス能力を評価した上で選定する必要がある。

また、AEO認定に仲介機関を導入する体制がより良く機能できるように、税関主管部門が仲介機関に対する管理弁法を早急に検証・公布されるように提案する。

## 4. 内部コンプライアンス管理を強化し、内部統制の自主検査を定期的に行う

信用喪失企業として認定された場合、企業は多くの制限及び懲戒処分を受け、通関コストが著しく上昇するだけでなく、日常経営においても至る所で制限を受けることとなる。このため、企業は自社の自主検査・内部統制管理体制の整備・改善を推進し、税関業務担当者のコンプライアンス管理意識を向上させ、税関の信用管理政策要求を十分に把握されるように推奨する。この上で、企業は、輸出入関連業務に係るリスク自主検査を定期的に行い、リスクを適時・正確に識別されるように提案する。

## 5. 自主的開示政策を充分かつ適切に利用する

近年、税関は自主的開示業務を大いに推進し、企業の信用管理意識及びコンプライアンス管理水準の強化をサポートしている。企業がコンプライアンス審査で発見しうるコンプライアンス違反事項に関して、企業が誠実な経営及び法令遵守による優遇を十分に享受し、企業の信用管理リスクを最大限に軽減できるように、コンプライアンス違反行為の性質及び自主的開示に関する法規定の要求を完全に把握した上で、自主的開示政策を適時かつ適切に利用されるように提案する。

(MUFG BK 中国月報 2022年1号に掲載)

## Contact us お問い合わせ先

KPMG 中国

税務部

李輝 (Lisa Li)

中国北京市東長安街 1 号東方広場 KPMG 大楼 7 F

Tel : +86-10-8508-7638

E-mail : [lisa.h.li@kpmg.com](mailto:lisa.h.li@kpmg.com)